

第6章 乗車券の改札及び引渡し

第1節 通則

(乗車券の改札)

第105条 乗車の目的で乗降場に入場し、または乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券を所持して係員の改札を受け、定められた場所から入場しなければならない。

2. 前項の規定による他、旅客は、係員の請求がある時は、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が身分証明書等の携帯を必要とするものである時の身分証明書または第13条に規定する整理券についてもまた同じ。

(乗車券の引渡し)

第106条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不要となった場合またはその乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に引渡しするものとする。